

令和2年度第1回 液化石油ガス器具等関係基準分科会議事録

I. 日時：令和2年11月9日(月) 14:00～16:00

II. 場所：機械振興会館 会議室 B3-9
(〒105-0011 東京都港区芝公園3丁目5-8)

III. 出席者(敬称略、順不同)

主査：小川

委員：内藤、飯田、中村、加藤

事務局(KHK)：佐野、小谷、小川

IV. 配布資料

- 資料1 液化石油ガス器具等関係基準分科会 委員名簿
- 資料2 液化石油ガス器具等関係基準の改正及び確認について
- 資料3 液化石油ガス屋内用低圧ゴム管基準(KHKS 0708)の改正について
- 資料4 液化石油ガス屋内用低圧ゴム管基準(KHKS 0708) 新旧対照表
- 資料5 液化石油ガス用継手金具付低圧ホース基準(KHKS 0709)の改正について
- 資料6 液化石油ガス用継手金具付低圧ホース基準(KHKS 0709) 新旧対照表
- 資料7 液化石油ガス燃焼器接続用継手付ホース基準(KHKS 0721)の改正について
- 資料8 液化石油ガス燃焼器接続用継手付ホース基準(KHKS 0721) 新旧対照表
- 資料9 液化石油ガス用ガス漏れ警報器基準(KHKS 0747)の改正について
- 資料10 液化石油ガス用ガス漏れ警報器基準(KHKS 0747) 新旧対照表
- 資料11 液化石油ガス用不完全燃焼警報器基準(KHKS 0748)の改正について
- 資料12 液化石油ガス用不完全燃焼警報器基準(KHKS 0748) 新旧対照表
- 資料13 液化石油ガス用バルク用検知器基準(KHKS0750)の改正について
- 資料14 液化石油ガス用バルク用検知器基準(KHKS0750) 新旧対照表
- 資料15 液化石油ガス検知器基準(KHKS0749)
- 参考資料1 液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について(抜粋)
- 参考資料2 液化石油ガス燃焼器接続用継手付ホース基準(KHKS 0721)規定範囲(概要)
- 参考資料3 液化石油ガス分野技術基準整備計画(2021～2025年度)案

V. 議事

1. 事務局挨拶

開催に先立ち、事務局より挨拶があった。

2. 委員紹介等

事務局から、資料1に基づき委員の紹介を行った。また、規格委員会規程第16条第6項に基づき、小川主査より副主査として渡邊委員が指名されたことを報告した。

3. 定足数の報告

事務局から、本日の出席委員は5名(1名欠席)であることを報告し、規格委員会規程第14条第1項で定める分科会の定足数を満たしていることを報告した。

4. 主査挨拶

議事の審議に先立ち、主査より挨拶があった。

5. 液化石油ガス屋内用低圧ゴム管基準(KHKS 0708)の改正について

事務局より資料2, 3及び4を用いて、液化石油ガス屋内用低圧ゴム管基準(KHKS 0708)の改正について説明があった。

説明後、当該資料に基づく改正案について採決を行ったところ、液化石油ガス器具等関係基準分科会委員(6名)の過半数の賛成(出席委員5名全員の賛成)により可決された。

6. 液化石油ガス用継手金具付低圧ホース基準(KHKS 0709)の改正について

事務局より資料5, 6及び参考資料1を用いて、液化石油ガス用継手金具付低圧ホース基準(KHKS 0709)の改正について説明があった。

説明後、当該資料に基づく改正案について採決を行ったところ、液化石油ガス器具等関係基準分科会委員(6名)の過半数の賛成(出席委員5名全員の賛成)により可決された。

7. 液化石油ガス燃焼器接続用継手付ホース基準(KHKS 0721)の改正について

事務局より資料7, 8及び参考資料2を用いて、液化石油ガス燃焼器接続用継手付ホース基準(KHKS 0721)の改正について説明があった。

説明後、以下の意見交換等が行われた後に、当該資料に基づく改正案について採決を行ったところ、液化石油ガス器具等関係基準分科会委員(6名)の過半数の賛成(出席委員5名全員の賛成)により可決された。

- ・前の液化石油ガス用継手金具付低圧ホース基準(KHKS 0709)もそうだが、耐候性試験は外で使用することを想定した試験か。

→そのとおりである。

- ・附属書2の寸法を削除後、呼びの制限がなくなるが、その後の表でその3種類がわかる。この3種類に限定ということでしょうか。

→そのとおりである。

- ・附属書2の衝撃試験の図がJISや都市ガス側の基準と異なっている。本来の意味合いとしては、文言として本文中にもあるように、迅速継手の出口端から6mmではないか。

→修正する。

- ・附属書2.4 ソケット部とプラグ部が一对とあるが、どう判別するか。目視等で確認できる表現があるか。検査機関の規定では判別方法は規定されているか。

→現状規定されていない。

→一对であることを表現する方法として、表示が適しているかは現状不明であることから、今後

適切な方法が決まってから反映させることと考えている。

8. 液化石油ガス用ガス漏れ警報器基準(KHKS 0747)の改正について

事務局より資料 9 及び 10 を用いて、液化石油ガス用ガス漏れ警報器基準(KHKS 0747)の改正について説明があった。

説明後、当該資料に基づく改正案について採決を行ったところ、液化石油ガス器具等関係基準分科会委員(6名)の過半数の賛成(出席委員 5 名全員の賛成)により可決された。

9. 液化石油ガス用不完全燃焼警報器基準(KHKS 0748)の改正について

事務局より資料 11 及び 12 を用いて、液化石油ガス用不完全燃焼警報器基準(KHKS 0748)の改正について説明があった。

説明後、当該資料に基づく改正案について採決を行ったところ、液化石油ガス器具等関係基準分科会委員(6名)の過半数の賛成(出席委員 5 名全員の賛成)により可決された。

10. 液化石油ガス用バルク用検知器基準(KHKS0750)の改正について

事務局より資料 13 及び資料 14 を用いて、液化石油ガス用バルク用検知器基準(KHKS0750)の改正について説明があった。

説明後、当該資料に基づく改正案について採決を行ったところ、液化石油ガス器具等関係基準分科会委員(6名)の過半数の賛成(出席委員 5 名全員の賛成)により可決された。

11. 液化石油ガス検知器基準(KHKS0749)の確認について

事務局より資料 15 を用いて、液化石油ガス検知器基準(KHKS0749)の確認について説明があった。

説明後、当該資料に基づく確認案について採決を行ったところ、液化石油ガス器具等関係基準分科会委員(6名)の過半数の賛成(出席委員 5 名全員の賛成)により可決された。

12. その他

審議した規格の改正案及び確認案については、11月30日(月)開催予定の液化石油ガス規格委員会に上申することが確認された。

また、議事録については後日メールにて確認いただくこととした。

以上